

## 第7回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和5年10月10日(火)
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場 所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 沖津 由藏 2番 青木 一人 3番 杉山 幸進  
4番 野坂 時夫 5番 長倉 喜美男 6番 澤谷 政夫  
7番 鳥山 良子 8番 秋田 孝明 9番 濱谷 和恵
5. 欠席委員氏名
6. 出席職員氏名 事務局長 田中 幸彦 主査 秋田 凌
7. 案 件  
  
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
  
報告 第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
  
報告 第3号 農地の転用事実に関する照会について  
  
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
  
議案 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

事務局長            それでは定刻となりましたので、ただいまより令和5年10月2日に招集告示致しました「令和5年度第7回農業委員会定例総会」を開会致します。

(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日出席されている農業委員は9名ですので、横浜町農業委員会会議規則第7条により、総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より2名出席されております。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉            (～会長あいさつ～)

事務局長            それでは横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉            それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

(異議なし) ご異議なしと認め、議長より指名致します。

6番 澤谷 政夫委員、7番 鳥山 良子委員を指名致します。

次に会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし) ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田            それでは1ページをお願い致します。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。

農地法施行規則第21条の規定により相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続1件の11筆 面積40,181㎡であります。また、あっせんの希望はございません。なお届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。  
(意見なし) 意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 次に2ページ目をお願い致します。報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告致します。こちらは両者合意による解約に係る通知書を受理したので報告するものであります。今回は農地法第3条第1項に基づく賃貸借に係るものであり、1件の3筆 〇〇〇〇㎡を合意解約したものであります。解約理由としては、別の農業者へ売買し所有権移転する予定のためであります。解約した農地の図面は3ページにございます。以上です。

議長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

議長 長倉 他ございませんか。  
(意見なし) 意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

続きまして、報告第3号 農地の転用事実に関する照会について事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田 次に4ページ目をお願い致します。報告第3号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。青森地方務局むつ支局より土地の現況について照会がありましたので現地調査を実施致しました。今回は1件でございます。照会地は〇〇地区にあります、〇〇〇付近に位置しております。昭和頃に居宅を建築しましたが、地目は畑のままであるために宅地へ地目変更するものであります。

以上、農地への復旧見込みは無く、非農地として回答致しました。照会地の図面は5ページにございます。以上です。

議長 長倉            ただいまの報告について、ご意見ございませんか。  
(意見なし) 意見なしと認め、報告第3号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田            それでは6ページから8ページをお願い致します。まず、ご説明する前に本日の議案に係る現地調査は、10月3日(火)に農業委員1番 沖津委員及び農地利用最適化推進委員の太田委員と濱辺委員、並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。今回の申請は5件の15筆でございます。まず6ページからですが、番号1については譲受人が規模拡大のため売買にて所有権移転するものであります。また1の1については、すでに譲受人が耕作しており引き続き今後も耕作致します。番号2については、親から子への贈与であります。

次に7ページをご覧ください。番号3は、譲受人が規模拡大のため売買にて所有権移転するものであります。こちらについても現在譲受人が耕作しており今後も耕作することです。番号4については、元々3名の共有地であります。譲渡人の持分を譲受人へ贈与するものであります。また、他の1名は既に死亡しており譲受人が持分を相続しております。

次に8ページをご覧ください。番号5は、譲受人がもともと耕作しており売買にて所有権移転するものであります。申請地の位置図は9ページから13ページにございます。また、現地調査の結果については担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉            引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 太田 (～番号1から番号3までの現地調査結果報告～)

委員 濱辺 (～番号4から番号5までの現地調査結果報告～)

議長 長倉 ありがとうございます。ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑応答～)

議長 長倉 他にございませんか。(質疑なし)。質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(一括方式)の承認についてですが、横浜町農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に、農地利用最適化推進委員の太田千鶴委員が該当します。審議が終了するまで一時退席して下さい。

(～太田委員 一時退席～)

それでは議案第2号について事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 それでは14ページをお願い致します。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(一括方式)の承認について、ご説明致します。今回は農地中間管理機構を活用する貸借となっております。申請地は、新規での契約となり内容は〇〇を作付けし〇〇年間の使用貸借となっております。申請地の図面は、15ページにございます。以上です。

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑応答～)

議長 長倉 他にございませんか。(質疑なし) 他質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。(挙手) 全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定致します。

議案第2号の審議が終了しましたので、太田千鶴委員の入場を認めます。

(～太田委員 入場～)

議長 長倉 以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。その他、事務局から何かあればお願い致します。

これをもちまして、令和5年度第7回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和5年10月10日(火)

横浜町農業委員会

議長 長倉 喜美男 ④

議事録署名者 澤谷 政夫 ④

議事録署名者 鳥山 良子 ④